

三位一体改革について（説明資料）

三位一体改革をめぐる動き

〈平成15年12月〉

12月19日（金）

三位一体の改革に関する政府・与党協議会

生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、
独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・
費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。

〈平成16年6月〉

6月4日（金）

「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）」閣議決定

三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。税源移譲は概ね3兆円程度を目指す
その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月9日（水）

国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から地方6団体に口頭で検討要請（期限8月20日）

〈平成16年8月〉

8月5日（木）

生活保護負担金の見直し等に関する関係者会議

8月24日（火）

地方6団体改革案提出

〈平成16年9月〉

9月7日（火）

三位一体の改革に関する大臣会合

9月14日（火）

国と地方の協議の場

〈平成16年10月以降〉

11月半ばを目途

全体像の取りまとめ

三位一体の改革の推進について（案）

平成十六年九月三日（金）閣僚懇発言
内閣総理大臣

一 三位一体の改革については、内閣官房長官を中心として、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣をはじめ、関係各大臣が互いに協力し、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像の取りまとめに当たつてもらいたい。

二 改革の検討に当たつては、地方からの改革案を真摯に受け止め、関係各大臣は、改革案の実現に向けて率先して、責任を持つて、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

三位 一体の改革に関する大臣会合における官房長官の発言（案）

平成十六年九月七日（火）
内閣官房長官

一 九月三日の総理の「指示に従い、三位 一体の改革に関する大臣会合の第一回を開催する。この大臣会合では、総理指示にもあつたように、政府一丸となつて、十一月半ばを目途に全体像を取りまとめて、ご協力を願いしたい。

二 また、国と地方の協議の場を設けることとし、第一回会合を九月十四日に開催するとともに、十月中旬にテーマ毎の会合を開催することとした。その際、協議の実があがるよう積極的に、各論、具体論を議論していただきたい。テーマに応じ、出席者については適宜調整したい。

三 検討に当たつては、地方からの改革案を真摯に受け止め、補助事業等の所管府省が地方の改革案を実現することを原則として検討をおこなつてもらいたい。

地方からの国庫補助負担金改革及び国の関与・規制の見直し等の改革案について、平成十七年度改革分、平成十八年度改革分の仕分けを含めて補助事業等の所管府省において検討を進め、十月下旬を目途にその結果を提出していただきことを予定しているので、関係各大臣は地方からの改革案の実現に向け、率先して、責任を持つて、全力で取り組み、平成十七年度予算に最大限、活かしてもらいたい。

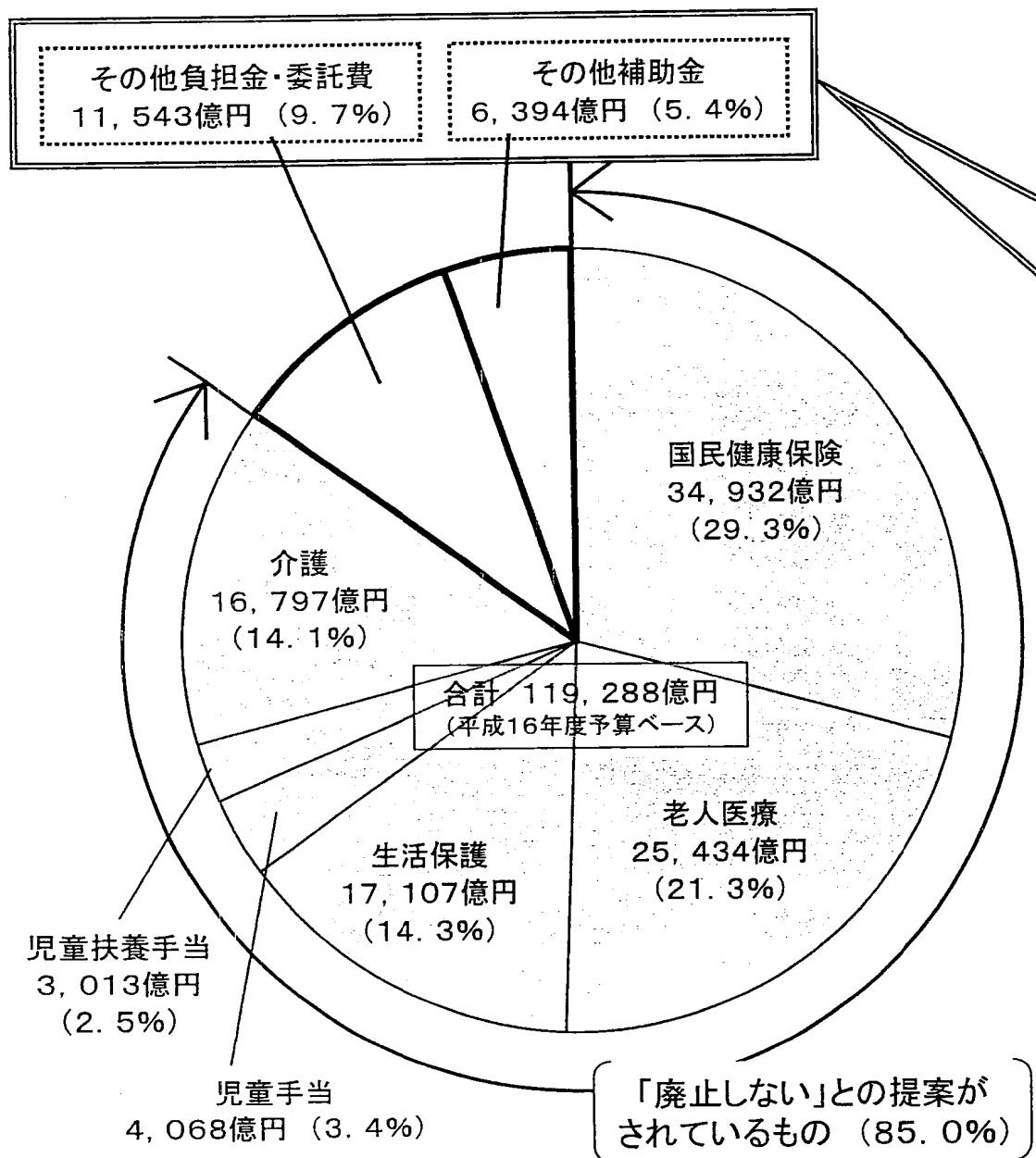
四 なお、仮に地方からの改革案に意見がある場合であつても、その理由を明らかにするとともに、「基本方針一〇〇四」等の政府方針及び地方からの改革案の考え方によつて、提案されている廃止額に見合う国庫補助負担金改革の代替案を提出していただきたい。

五 また、今後予定されている地方六団体との協議も踏まえ、関係府省において、事務レベルでも三位一体の改革の実現に向けて、良く協力し、検討を進めるよう各大臣から事務方にご指示いただくようお願ひいたします。

地方六団体の提案(約9, 440億円)

		特別会計 480億円
社会福祉施設整備費	1, 300億円	施設整備関係 1, 580億円
保健衛生施設整備費	100億円	
医療施設等整備費	170億円	
社会福祉	230億円	障害者 980億円 高齢者 1, 610億円 児童福祉 3, 940億円
その他	180億円	
医療・保健衛生	450億円	
障害児施設等の運営費	750億円	
小規模通所授産施設等の運営費	80億円	
養護老人ホーム運営費	570億円	
介護予防事業	400億円	
老人保健事業	290億円	
特別保育事業	430億円	
児童入所施設措置費	710億円	
児童虐待対策	30億円	
民間保育所運営費	2, 670億円	

地方公共団体向け国庫補助負担金の状況



廃止が提案されている主な事業
(合計 約9,444億円)

【施設整備関係】

- 社会福祉施設の整備
(特別養護老人ホーム、障害者施設、保育所等)
- 保健衛生施設の整備
(老人保健施設、精神障害者施設、市町村保健センター等)
- 医療施設の整備
(へき地診療所、救命救急センター等)

等

【運営費、事業費関係】

- 養護老人ホームの運営費
- 民間保育所の運営費
- 少子化対策、児童虐待対策
- 介護予防事業
- 不妊治療対策、乳幼児健診事業
- 救命救急センター、へき地医療対策
- 精神科救急医療システム
- 感染症対策、エイズ対策、難病対策
- 母子家庭の就業・自立支援事業
- ホームレス対策、地方改善事業
(隣保館等の運営費)

等

三位一体改革に係る地方六団体の提案概要 (厚生労働省関係事項)

- 平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金として挙げられているもの。 【総額約9,444億円】

〔施設整備関係〕 【約1,677億円】

(主なもの)

- ・社会福祉施設等施設整備費負担金・補助金 約1,300億円
 - ・保健衛生施設等施設整備費補助金 約100億円
 - ・医療施設等設備整備費補助金 約170億円
- 等

〔運営費・事業費関係〕 【約7,766億円】

(主なもの)

- ・養護老人ホーム運営費負担金 約570億円
 - ・保健事業費等負担金 約290億円
 - ・精神保健対策費補助金 約20億円
 - ・保育所運営費負担金 約2,670億円
 - ・児童保護費等補助金 約510億円
 - ・児童入所施設措置費等負担金 約710億円
 - ・障害児施設措置費負担金 約750億円
 - ・在宅福祉事業費補助金 約780億円
 - ・母子保健衛生費補助金 約30億円
 - ・母子家庭等対策費補助金 約26億円
 - ・医療施設運営費補助金 約190億円
 - ・医療関係者養成確保対策費等補助金 約90億円
 - ・疾病予防対策事業費等補助金 約60億円
 - ・職業転換訓練費負担金・交付金 約65億円
- 等

三位一体改革と社会保障

平成16年9月14日

厚生労働省

基本的な考え方

社会保障は、全国民に対して一定水準のサービスを保障していくという国民的合意の下で実施されてきた。

また、今日、急速な少子高齢化が進行する中で、将来に向けて給付と負担の均衡を展望しつつ、社会保障制度全般の一体的見直しを進めているという重要な時期に差し掛かっている。

したがって、国において責任を持って施策を推進することができる実効性のある手段を確保するとともに、地方においても自主性を活かしつつ社会保障について応分の責任を持って取り組む必要がある。

地方六団体の提案の問題点

地方六団体の案は、介護費用、老人医療費、国民健康保険医療費、生活保護費等の負担金に関しては具体案を示さないという基本的問題がある一方で、少子化対策に係る補助負担金及び裁量的補助金の全般について廃止することとしている。

廃止に係る補助金に関しては、国と地方の役割分担という観点から、次のような問題がある。

- (1) 国民の安心と安全を守るべき社会保障について、どの地域においても一定水準のサービスを格差なく保障するという国の責任が果たせなくなる。
- (2) 毎年の介護・医療の給付費の相当部分が国税や労使の保険料で賄われているにも関わらず、介護施設の整備や生活習慣病対策の補助金などが廃止された場合には、国はこれらの給付費の適正化について責任を果たせなくなる。
- (3) 本年6月には少子化社会対策大綱が策定され、来年度からは次世代育成支援法に基づく10カ年計画が実施されるなど、国を挙げて少子化対策に取り組もうとしている矢先にも関わらず、国が施策の実施について責任を果たせなくなる。
- (4) 障害者施策については、入所施設の運営費のうち18歳までの障害児は地方が、18歳以降の障害者は国が、それぞれ担うこととし、支援の一貫性が分断されることとなる。他分野を含め、当事者たる国民の立場に立った提案とは思われない。
- (5) SARS対策などの健康危機管理、被爆者対策などの国家補償的な事業、電子カルテ導入などの先駆的・モデル的取組の実施や検討について、国が責任を果たせなくなる。
- (6) 事業主拠出金など租税財源でない国庫補助金も廃止移譲対象としているが、これは今回の趣旨にそぐわない。

厚生労働省としての対応方針

厚生労働省としては、社会保障の基本的な考え方にして、これらの問題点について地方六団体と十分に議論を行い、対案を示していくことしたい。